

# オーブン カレッジ

名古屋大学大学院  
経済学研究科教授

## 吉田 和生氏



2011年はオリンピック、2012年はOKI、2013年はインデックス、毎年のように会計不正が発生している。現行の会計基準を超えた粉飾は違法であり、今後発生しないことが強く望まれる。こうした粉飾に対して、会計

学の研究は余り行われてこなかった。それは、ケーススタディー等の個別研究が行われてきたが、体系的な分析を行うには粉飾企業の数が少なく、非常に特殊な事例であるためと考えられる。しかし、隣接する関連のある経済現象として利益操作(報告利益管理)操作(報告利益管理)が、会計学を中心として従来から多くの研究が行われている。わが国の会計基準をはじめ諸外国の会計基準においても81件と70件になっており、一定の範囲内における会計方法の選択等の経営者による裁量が認められている。これが全て意図的なものであると

### 利益操作(1)

2005年と2004年で、件数の会計処理基準の変更(新会計基準の適用以外)が報告されている。

## 契約コスト最小化も動機に

は言えないが、経営者による利益操作は相当行われていると考えられる。また、これらは会計処理基準の変更によるものであるが、それ以外にも見積りや認識の変更もあり、多くの利益操作が行われていると考えられる。

企業の経営者が利益操作を行う動機として、これまで多くの研究が行われている。以下では、その代表的な議論を紹介する。まず、企業価値最大化仮説があり、経営者は企業価値、株価を最大化する目的から利益操作を行う。この視点から税金仮説が提案され、経営者は税コスト最小化のために利益操作を行うこと

が指摘されている。また、同様に役員持株比率が提案され、自社の株式を多く所有している経営者は、株主側の意思決定を行い、節税をもたらず利益操作を行うことが指摘されている。2つ目の仮説として利益平準化仮説(Gordon・1964)があり、従来から議論の1つとなっていた。株価は成長のレベルとその率、会計利益変化の分散の関数である等の仮定のもと、経営者は報告利益や利益成長率が高く、そして利益変化の分散が減少する利益操作を行うことが指摘されている。1980年代頃から契約理論に

(次回に続く)